

学校いじめ防止基本方針

堺市立浜寺石津小学校

(令和 7 年度版)

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等⁽¹⁾が行う心理的又は物理的な影響⁽²⁾を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの⁽³⁾。」をいう。

- (1) 「一定の人的関係」とは、同じ学校に通っているだけでなく、同じ習い事に通っている児童についても当てはまる。
- (2) 「心理的・物理的な影響」とは、身体的な苦痛のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- (3) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられている児童の立場に立つことが必要。

〔具体的ないじめの例〕

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる

◎ けんかやふざけ合い

〔単なるけんかやふざけ合いにとらえず、背景にある事情をしっかりと調査し、対応する。〕

いじめの未然防止の取り組み

いじめは「重大な人権侵害であり、絶対に許されないもの」であり、「どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにもおこりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」という認識をもつ。

◎授業改善にかかわる取り組み

- わかる授業づくりーすべての児童が参加できる。出番と活躍の場のある授業展開をすすめる
- 生徒指導の観点からも公開授業をおこない、チームで個々の授業力をあげていく
- 学校として全員が守るべき授業規律をつくり、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしないために、日頃からの研修や配慮を要する児童に対しての知識・認識・理解を深める
- 教科の授業だけでなく、道徳・学活などすべての活動の中で「いじめ防止」を意識させ、考えさせる
そのために年間計画を立てたうえで、指導計画をたてる

◎児童の友人関係・集団づくり・社会性の育成を目的とする取り組み

- 定期的な教育相談・アンケートなどを実施し、実態の調査をおこなう
- 一人ひとりの児童がクラスの中に居場所を見つけ、学級の中でおこっていることに無関心であったり、いじめに面白半分に加わったりしないように、学級活動の中で個々の関係や役割を育てていく

◎いじめに関する学習にかかわる取り組み

- 「いじめ・暴力防止プログラム」「SAFEプログラム研修」をおこない、自分を守るスキルやいじめを自制する態度を育てる

◎児童会の取り組み

- いじめ防止の重要性を啓発し、児童会によるいじめ防止に向けた自主的取り組みをおこなう

◎保護者・地域に対する啓発の取り組み

- PTAと連携し、携帯電話やインターネット利用に関する説明会・研修会を開催し、児童・保護者への情報モラルの啓発をすすめる
- 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する

- SSW等と連携し、生徒指導体制を整備してケース会議、カウンセリング技術の充実を図る

- 「いじめ」対策の組織的な計画・対応・評価のために校内に「いじめ・不登校対策委員会」をおく

委員会の構成は、校長、教頭、主幹、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、SSW等

■ いじめ対策年間計画

*感染症防止の関係で年間計画は変更する場合があります。

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	
4	始業式 内科検診 二測定 参観・懇談 家庭訪問	いじめ対策委員会・職員会議 【いじめ対策の共通理解】 【防止基本方針の作成と確認】 学年会 【指導記録の引き継ぎ】	学級【学級開き・人間関係づくり・ 学級のルールづくり】 児童会【月間目標】
5	体育参観	校内研修 いじめ対策委員会	学級【道徳授業】
6	スポーツテスト 校外学習 個人懇談	いじめ対策委員会 【アンケートの分析・対策】	学級【なかよしアンケート・学級の ルールのふりかえり】(学活)
7	水泳学習	いじめ対策委員会 【情報の共有と対策の再検討】	学級【個別に教育相談】
8	夏季休業	校内研修 小中連携合同研修	
9	二測定	いじめ対策委員会 【検討後の共通理解】	学級【道徳授業】
10	宿泊学習	いじめ対策委員会 【アンケートの分析・対策】	学級【なかよしアンケート】
11	校外学習 修学旅行 個人懇談	いじめ対策委員会 【アンケートの分析・対策】	学級【個別に教育相談・学級のルールの ふりかえり】(学活)
12		いじめ対策委員会	学級【道徳授業】
1		いじめ対策委員会 【アンケートの分析・対策】	学級【なかよしアンケート】
2	参観	いじめ対策委員会 【アンケートの分析・対策】	学級【個別に教育相談・学級のルールの ふりかえり】(学活)
3	卒業式 修了式	いじめ対策委員会 【記録の整理・引き継ぎ情報の 作成】	学級【道徳授業】

※急を要する場合は、いじめ対策委員会を臨時で開催する。

※特定の教師(担任)一人でかかえこまず、小さなことでも報告をすること。

早期発見

早期対応

早期発見の重要性…重大な事案になる前にできるだけ早く「いじめ」を発見し、すみやかにとめることを最優先とする。

教職員が最初に「いじめ」を認知したら…

1. いじめの情報(気になる情報)のキャッチ→報告。独断で、解決を焦らない。
2. 「いじめ・不登校対策委員会」で対応方針の決定・役割分担を行う。
3. 事実関係の確認と支援・指導を行う。

■いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

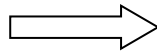
- 【基本的な姿勢】○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- 【事実の確認】○担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
○いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- 【支援】○学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
○自己肯定感の喪失を食い止めるよう子どものよさや優れているところを認め励ます。
○いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動を具体的に指導する。
○学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校側の体制を整える。
- 【経過観察】○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

- 【基本的な姿勢】○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 【事実の確認】○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
- 【指導】○被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
○いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
○不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 【経過観察等】○生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

いじめの解消

- ①いじめの行為が少なくとも3か月間ない。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。



「謝罪をしたから解消」ではない

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者が、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(4) 重大事態への対処

重大事態への対処

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、必ず調査し、報告する。(調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。)

[いじめの重大事態の意味] (いじめ防止対策推進法第28条1項)

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＊「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

■ 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、事実を経過とともに伝える。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づく
- ②気づいた情報の共有 「いじめ対応委員会」に報告・連絡・相談 メモ→記録化
- ③情報に基づき、すみやかに対応

■関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、子ども相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況と対応する関係機関

- ・いじめの発見状況を報告する。 →堺市教育委員会
- ・対応方針について相談したい。 →堺市教育委員会
- ・指導方針や解決方法について相談したい。 →堺市教育委員会
- ・子どもや保護者への対応方法を相談したい。 →堺市教育委員会
- ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。 →子ども相談所、警察
- ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。 →S S W・医療機関
- ・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。 →子ども相談所